

1. 試験研究費の総額に係る税額控除

我が国産業の国際競争力の強化と「科学技術創造立国」を目指す上で、民間企業の研究開発の一層の促進が不可欠である。

平成20年度税制改正により、試験研究費に係る特別税額控除制度について、試験研究費の増加分に対する特別税額控除割合を上乗せする特例を改組し、次の特例のいずれかを選択適用できる制度を創設した。この制度における控除税額は、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度又は中小企業技術基盤強化税制とは別に、当期の法人税額の100分の10相当額を限度とする。

税額控除上限は、合計で法人税額の最大30%まで拡充された。

- (1) 試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の100分の5相当額の特別税額控除ができること

とする。

- (2) 試験研究費の額が平均売上金額の100分の10相当額を超える場合には、その超える部分の金額に特別税額控除割合を乗じた金額の特別税額控除ができることとする。

(注) 特別税額控除割合は、試験研究費割合から100分の10を控除した割合に0.2を乗じた割合とする。

2. 特別試験研究に係る税額控除

我が国民間企業の研究開発効率を高め、産業界の国際競争力を維持・強化するためには、産学連携により大学発のシーズを民間企業の研究開発に活用していく必要がある。そのため、大学等との共同試験及びこれらに対する委託試験研究について、試験研究費の総額に係る税制控除制度と合わせて、民間企業が負担した試験研究費の12%を税額から控除する制度で、平成15年度に創設された。

研究開発促進税制等の概要

財務省：平成20年度税制改正の要綱より

○試験研究費の総額に係る税額控除制度(恒久的措置)

売上高に対する試験研究費の割合に応じ、試験研究費の総額の一定割合を税額控除。

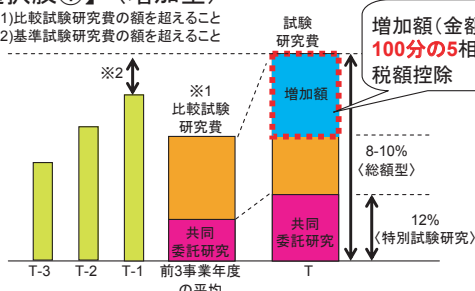
- 試験研究費の8%～10% $((8 + \text{試験研究費割合} \times 0.2) [\%])$
- ・特別試験研究費(産学官連携による共同研究・委託研究に係る試験研究費)は一律12%
- ・中小企業の研究開発費については一律12%(恒久的措置)

○試験研究費に係る特別税額控除の特例の選択適用(2年間の時限措置)

※上記の恒久的措置(試験研究費の総額に係る特別控除額制度)、中小企業技術基盤強化税制とは別枠で、**当期の法人税額の100分の10相当額を限度として税額控除**

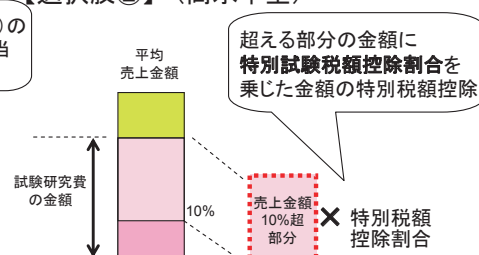
【選択肢①】(増加型)

- 条件1) 比較試験研究費の額を超えること
条件2) 基準試験研究費の額を超えること



※1) 比較試験研究費＝過去3か年度の試験研究費の平均額
※2) 基準試験研究費＝前2事業年度のうち最も多い試験研究費

【選択肢②】(高水準型)



※特別税額控除割合とは、
(試験研究費割合から100分の10を控除した割合) × 0.2
※試験研究費割合(%) = (試験研究費 / 売上高)